

○姫路市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

平成8年3月26日

規則第13号

改正 平成17年5月26日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の実施のため、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営の許可申請)

第2条 法第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（以下「氏名及び住所」という。）
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の敷地の地番、地目及び面積
- (4) 墓地等の敷地の所有者の氏名及び住所
- (5) 墓地等の構造設備の概要
- (6) 墓地等の経営計画
- (7) 墓地等の工事の着工及び完成予定年月日

2 墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合にあっては、当該法人の規則、寄附行為又は定款の写し及び登記事項証明書
- (2) 墓地等の位置図
- (3) 墓地等の敷地の登記事項証明書、字限図及び求積図
- (4) 墓地に係る申請にあっては、墓地の区域を明らかにした図面
- (5) 墓地に係る申請にあっては、周囲110メートル以内の付近の見取図
- (6) 火葬場に係る申請にあっては、周囲220メートル以内の付近の見取図
- (7) 墓地等の構造設備を明らかにした図面
- (8) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類
- (9) 墓地等の経営の収支予算書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(墓地等の変更の許可申請)

第3条 法第10条第2項の規定により墓地等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

- (2) 前条第1項第3号から第6号までに掲げる事項に係る変更の内容
  - (3) 変更の理由
  - (4) 変更に係る墓地等の工事の着工及び完成予定年月日
  - (5) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬の必要性の有無及びその内容
- 2 墓地等変更許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 前条第2項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類
  - (2) 変更の内容を明らかにした図面
  - (3) 改葬を必要とする場合にあつては、改葬の内容を明らかにした書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類  
(墓地等の廃止の許可申請)
- 第4条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等廃止許可申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
  - (2) 廃止の理由
  - (3) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬の内容
- 2 墓地等廃止許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 第2条第2項第2号に掲げる書類
  - (2) 墓地等の敷地の登記事項証明書
  - (3) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬の内容を明らかにした書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類  
(みなし許可の届出)
- 第5条 法第11条第1項又は第2項の規定により都市計画事業又は土地区画整理事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止について法第10条第1項又は第2項の許可があつたものとみなされる場合にあつては、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかにみなし許可届書を市長に提出しなければならない。
- 2 みなし許可届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 都市計画事業の認可書若しくは承認書の写し又は土地区画整理事業の事業計画の認可書の写し
  - (2) その他市長が必要と認める書類  
(墓地の設置場所)
- 第6条 墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 国道、県道その他主要な道路又は鉄道に接近した場所でないこと。
  - (2) 学校、病院その他公共的施設又は住宅から110メートル以上離れた場所であること。
  - (3) 飲料水を汚染するおそれがない場所であること。

2 焼骨を埋蔵する墓地で土地の状況等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障ないと認められる場合にあつては、前項の規定は、適用しない。

(墓地の構造設備)

第7条 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 墓地の周囲には、垣根等が設けられ、隣地との境界が明らかにされていること。
- (2) 墓所（墳墓、石碑等を建設する場所をいう。）の面積が墓地の区域の面積のおおむね3分の1以下であること。
- (3) 墓地の区域内には、緑地等が設けられていること。
- (4) 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路が設けられていること。
- (5) ごみ処理設備、給水設備及び排水溝が設けられていること。
- (6) 管理事務所が設けられていること。

2 土地の状況、特殊な構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障ないと認められる場合にあつては、前項の規定は、適用しない。

(納骨堂の構造設備)

第8条 納骨堂の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 独立した堅固な建物であること。
- (2) 換気設備が設けられていること。
- (3) 出入口及び納骨装置には、施錠設備が設けられていること。

2 特殊な構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障ないと認められる場合にあつては、前項の規定は、適用しない。

(火葬場の設置場所)

第9条 火葬場の設置場所は、学校、病院その他公共的施設又は住宅から220メートル以上離れた場所でなければならない。

2 土地の状況、特殊な構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障ないと認められる場合又は同一敷地内において改築、増築若しくは建て替えを行う場合にあつては、前項の規定は、適用しない。

(火葬場の構造設備)

第10条 火葬場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 火葬場の周囲には、垣根等が設けられ、隣地との境界が明らかにされていること。
- (2) 火葬場の敷地内には、緑地等が設けられていること。
- (3) 防臭及び防じんについて十分な能力を有する火葬炉が設けられていること。
- (4) 残灰庫が設けられていること。
- (5) 火葬場の規模に応じた管理事務所及び待合所が設けられていること。
- (6) ごみ処理設備、給水設備及び排水溝が設けられていること。

(墓地等の経営)

第11条 墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合した健全な運営がなされ、かつ、継続的な管理がなされなければならない。

(墓地等の工事完成の届出)

第12条 墓地等の経営者は、墓地等の新設又は変更の工事が完成したときは、墓地等工事完成届書を市長に提出して、その検査を受けなければならない。

2 墓地等の経営者は、前項の検査を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(墓地等の変更の届出)

第13条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに墓地等変更届書を市長に提出しなければならない。

(1) 経営者の氏名及び住所

(2) 墓地等の名称

(墓地等の管理者の届出)

第14条 法第12条の規定による届出は、墓地等管理者設置届書によらなければならない。

2 墓地等の経営者は、管理者を変更したときは、墓地等管理者変更届を市長に提出しなければならない。

(書類の様式)

第15条 法及びこの規則の規定により市長に提出する申請書等の様式は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に墓地、埋葬等に関する規則（昭和63年兵庫県規則第2号）の規定によりなされた申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある墓地等については、第6条から第11条までの規定は、適用しない。

附 則（平成17年5月26日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。